

〜新採用の皆さんへ〜はじめまして共済組合です！

四月から市町村等の職員となられた皆さんは共済組合の組合員です。

共済組合では、組合員とご家族の皆さんの生活の安定と福祉の向上を図るため、短期給付（医療保険）事業、長期給付（年金）事業及び福祉事業を行っています。

これらの事業に必要な費用は、組合員が負担する「掛金」と市町村等が負担する「負担金」によって賄われ、毎月の給料及び期末手当等に定められた率を乗じて計算します。掛金は、各市町村等において毎月の給料及び期末手当等から控除し、負担金と併せて共済組合に払い込まれます。

組合員証が交付されます

新しく組合員になると「組合員証」が交付されます。病気やけがをして診療を受けるときは、医療機関に組合員証を提示して診療を受けます。組合員証を使って診療を受けると、医療費の三割を組合員が窓口で支払いし、残りの七割を共済組合が負担します。なお自己負担の額が一定額を超えるときは、共済組合から給付金が支給されます。組合員証は、組合員

としての資格を証明する証書となりますので大切に保管してください。また、記載事項に変更が生じたり、組合員証を破損、紛失したときは、各市町村等の共済事務担当課とおして共済組合に届け出てください。

皆さんの健康と豊かな生活をバックアップします

組合員やそのご家族の皆さんが、健康で快適な毎日を過ごせるように、福祉事業として保健・貯金・貸付・物資・宿泊などの事業を行っています。

ぜひ、ご利用ください。

① 保健事業

生活習慣病健診・各種ガン検診・球技大会・宿泊利用助成・講習会等の事業を行っています。

② 貯金事業

皆さんが積立した貯金を安全第一、効率的に運用します。年利一・九二％で半年複利です。毎月一定額を積立てる「定例積立」のほか、「臨時積立」もできます。

③ 貸付事業

住宅の新築、修繕等に必要な資金の貸付をする「住宅貸付」、生活

必需品の購入に必要な貸付を行う「普通貸付」のほか、修学資金などを貸付する「特別貸付」があります。貸付利率は種類により異なりますが概ね年利二・六六％となっています。

④ 物資事業

共済組合が契約した特約店（自動車販売店）から自動車を購入した場合等、購入代金の一部を共済組合が立替払いし、利用者が立替金を共済組合へ償還する制度です。立替利率は現在年利二・六六％です。

⑤ 宿泊事業

共済組合では気軽に安心して利用できる保養施設として「大洗鷗松亭」を運営しています。大洗温泉で心温まるゆったりとした時間をお過ごしいただけます。

これら事業の詳しい内容については、各市町村等の共済事務担当

課、もしくは共済組合へお問合せください。また共済組合のホームページでも詳細をご覧ください。ですのでどうぞご利用ください。

茨城県市町村職員共済組合

- 医療保険に関すること
〈保険課〉
○二九―三〇―一―一四―一三
- 年金に関すること
〈年金課〉
○二九―三〇―一―一四―一四
- 保健・貯金・貸付・物資事業に関すること
〈福祉課〉
○二九―三〇―一―一四―一二
- 宿泊事業に関すること
その他総合受付
〈総務課〉
○二九―三〇―一―一四―一一

共済組合
ホームページアドレス
<http://www.iba-kyo.com/>

ホームページ内の健康情報をご覧いただくためのパスワード


